

令和5年第3回
美唄市議会臨時会会議録
令和5年6月27日(火曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 仮議席の指定
第2 議長選挙

- 第3 副議長選挙
第4 議席の指定
第5 会議録署名議員の指名
第6 会期決定の件
第7 諸般報告
第8 議会運営委員会委員選任の件
第9 常任委員会委員選任の件
第10 桂沢水道企業団議会議員選挙
第11 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員選挙
第12 空知教育センター組合議会議員選挙
第13 石狩川流域下水道組合議会議員選挙
第14 市政報告
第15 報告第7号 株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況報告書提出の件
第16 報告第8号 繰越明許費繰越計算書の件(美唄市一般会計)
第17 報告第9号 継続費繰越計算書の件(市立美唄病院事業会計)
第18 承認第1号 専決処分の承認を求める件(令和4年度美唄市一般会計補正予算(第11号))
第19 承認第2号 専決処分の承認を求める件(令和5年度美唄市一般会計補正予算(第1号))

- 第20 承認第3号 専決処分の承認を求める件(令和5年度美唄市一般会計補正予算(第2号))
第21 承認第4号 専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)
第22 議案第25号 美唄市監査委員選任の件

◎出席議員(14名)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市長	板東知文君
副市長	市川厚記君
総務部長	猪谷憲恭君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長	川西勝幸君
経済部長	土屋貴久君
都市整備部長	清水真史君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君

消 防 長	菅 原 利 彦 君
総務部総務課長	平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐	川守田 恒 君

教 育 長	石 塚 信 彦 君
教 育 部 長	村 上 孝 徳 君

選挙管理委員会委員長	中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 和 広 君

農業委員会会長	今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長	高 橋 修 也 君

監 査 委 員	西 尾 正 君
監 査 事 務 局 長	橋 本 光 明 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	門 田 昌 之 君
次 長	新 宗 晃 君

午前10時18分

●議会事務局長門田昌之君 本市議会議員の任期満了によります一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、山上他美夫議員が年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

山上議員、議長席へお願いいたします。

●臨時議長山上他美夫君 ただいまご紹介のありました山上他美夫でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

最初に、この度の選挙において、お互いの栄誉を担って議席を得ましたが、初対面の方もおられますので、住所と氏名程度の自己紹介をお願いしたいと思います。

永森峰生議員から、順次、お願いいたします。

(各議員の自己紹介)

●臨時議長山上他美夫君 この際、執行機関関係者の自己紹介をお願いいたします。

(執行機関関係者の自己紹介)

●臨時議長山上他美夫君 これをもって、議員並びに執行機関関係者の紹介を終わります。

午前10時24分 開会

●臨時議長山上他美夫君 ただいまより、本日をもって招集されました令和5年第3回市議会臨時会を開会いたします。

●臨時議長山上他美夫君 この場合、市長より最初の議会に当たってご挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

●市長板東知文君(登壇) お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の信託を得て、めでたく当選されました市議会議員の皆様に対し、心よりお喜び申し上げます。

現在、本市を含めた地域を取り巻く環境におきましては、人口減少社会や超高齢社会の到来など、かつて経験したことの無い時代を迎え、さらには未曾有の自然災害や新型コロナウイルス感染症などの経験を通して、先送

りすることができない課題に直面しているところであります。

また、これからの時代は、ポストコロナの動きなどを踏まえ、自然と人間との豊かなふれあいを取り戻し、地域社会をより人間らしい生活の場として再生するという「本物が息づくまちづくり」が強く求められております。

こうした状況の中、議員各位におかれましては、市民を代表する意思決定機関として、市民の皆様と一体となって、これらの課題解決にしっかりと取り組むとともに、「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に向けて、これまで以上のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

●臨時議長山上他美夫議員 これより、本日の会議を開きます。

●臨時議長山上他美夫君 日程の第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

●臨時議長山上他美夫君 次に日程の第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において、指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に谷村知重議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました谷村知重議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました谷村知重議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました谷村知重議員が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この場合、議長に当選されました谷村知重議員より所信表明があります。

●議長谷村知重君(登壇) 一言ごあいさつ申し上げます。

この度は議員の皆様よりご推挽いただき、議長としての立場を賜り、身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重さを痛感している次第であります。

私は、平成23年の選挙で初当選し、今期で4期目となりますが、この度の選挙戦の際、多くの市民の方々から「このまちを良くして欲

しい」という声をいただきました。

その様な市民の方々の想いを実現するためにも、皆様の先頭に立って円滑な議会運営を推進し、市政の進展と市民福祉の一層の向上が図られるよう、専心努力をいたす所存であります。

さて、我が国の地方自治の本旨は、議会と理事者はともに切磋琢磨して、社会福祉をはじめとした市民生活の向上に努めていくという、いわゆる「二元代表制」にあると考えます。

令和3年度に策定されました「第7期美唄市総合計画」では、美唄市まちづくり基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」、「情報の共有」、「協働のまちづくり」の3つの基本原則に基づき、「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」を目指すべき都市像としており、今後様々な政策が理事者側より提案されてくるものと思います。それら一つ一つの審議に当たっては議員の皆様との連携はもとより、理事者の皆様と議論を深め、さらには市役所職員の皆様のお知恵や市民の皆様のご意見をいただきながら、それらがいわば四輪駆動のように、ともに協力し合うことにより、「いつまでも住み続けたい」、「美唄に住んでみたい」と思える美唄となるよう力を尽くしてまいりたいと考えております。

加えて、昨年実施しました議会報告会やアンケート調査により、今後の美唄市議会は、「開かれた議会」、「行動する議会」として、議員個々はもちろん、議会としていかに市民の皆様との関係を深めていくか、そのことが問われていると考えますことから、昨年より設置いたしました「議会改革推進委員会」を

しっかりと機能させることにより、様々な課題解決に向けて十分協議を行い、市民の皆様信頼される議会となるよう努力をいたす所存であります。

皆様方の特段なるご支援、ご協力をお願いいたしまして、意を尽くしませんが、議長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

●臨時議長山上他美夫君 これをもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。

各位のご協力に感謝申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 34 分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の第3、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、選挙の方法は、指名推薦の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に楠徹也議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました楠徹也議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指定いたしました楠徹也議員が副議長に当選されました。

楠徹也議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この場合、副議長に当選されました楠徹也議員より所信表明があります。

●副議長楠徹也君(登壇) この度、副議長として皆様からご推挙を賜りましたことは、誠に光栄に存じますとともに、重要な役職ゆえ、身が引き締まる思いでございます。

美唄市議会では、昨年「議会改革等検討委員会」を設置し、開かれた議会、また、時代に即した議会を目指し、様々な検討を行ってまいりました。

今年度についても「議会改革推進委員会」と名称を新たにし、市民の皆様から信頼される議会改革を行っていくこととしておりますので、私といたしましても、「市民に開かれたわかりやすい議会」の実現に向け取り組んでまいります。

また、議会運営に当たりましては、初心を忘れることなく、強い意志を持って議長の補佐役として、二代表制の一翼を担う議会としての役割を十分に果たせるよう、議員14名

の民主的な議会運営、公平・公正な議会運営が行えるよう、その職責を果たしてまいりたいと思っております。

今後とも議員並びに理事者の皆様、市民の皆様の方のより一層のご指導、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議席の指定をいたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

その議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

●議会事務局長門田昌之君 議席番号と氏名を朗読いたします。

1番 永森峰生議員 2番 伊原潤司議員
3番 江川いつみ議員 4番 海鉾則秀議員
5番 古賀崇之議員 6番 吉岡建二郎議員
7番 本郷幸治議員 8番 齋藤久美夫議員
9番 山上他美夫議員 10番 森明人議員
11番 川上美樹議員 12番 楠徹也副議長
13番 松山教宗議員 14番 谷村知重議長
以上で朗読を終わります。

●議長谷村知重君 ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、会議録署名議員を指名いたします。

1番 永森峰生議員
2番 伊原潤司議員
を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第7、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第8、議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名案を事務局長に朗読させます。

●議会事務局長門田昌之君 議会運営委員会委員につきまして、朗読いたします。

議会運営委員会の委員には、

古賀崇之議員、山上他美夫議員、

森明人議員、川上美樹議員、

松山教宗議員

の以上5名でございます。

朗読を終わります。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり指名をいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第9、常任委員会委員選任の件を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名案を事務局長に朗読させます。

●議会事務局長門田昌之君 常任委員会につきまして朗読いたします。

総務・文教委員会の委員には、

伊原潤司議員 海鉾則秀議員

古賀崇之議員 吉岡建二郎議員

山上他美夫議員 森明人議員

谷村知重議員

の以上7名でございます。

産業・厚生委員会の委員には、

永森峰生議員 江川いつみ議員

本郷幸治議員 齋藤久美夫議員

川上美樹議員 楠徹也議員

松山教宗議員

の以上7名でございます。

朗読を終わります。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、それぞれ指名したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに

決定いたしました。

この場合、お諮りいたします。

美唄市議会委員会条例第2条の規定により、「議員は一つの常任委員になるもの」とされておりますが、議長は、本会議における議事整理者としての職責にかんがみ、この際、常任委員を辞退いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」)と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長は常任委員を辞退することに決定いたしました。

この際、ただいま選任されました各委員会において、委員長及び副委員長の互選等を行っていただくため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 11 時 09 分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど各委員会におきまして、正副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、議会運営委員会の

委員長に松山教宗議員

副委員長に川上美樹議員

次に、常任委員会ではありますが、総務・文教委員会の

委員長に森明人議員

副委員長に山上他美夫議員

産業・厚生委員会の

委員長に齋藤久美夫議員

副委員長に川上美樹議員

がそれぞれ就任されました。

以上で報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第10、桂沢水道企業団議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙すべき本企業団議会議員の数を2人とし、選挙の方法は、地方自治法118条第2項の規定により、指名推進の方法によりたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」)と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」)と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

桂沢水道企業団議会議員に齋藤久美夫議員と私、谷村知重を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました齋藤久美夫議員、谷村知重を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」)と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました齋藤久美夫議員、谷村知重が桂沢水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、齋藤久美夫議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第11、南空知ふるさと市町村圏組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に私、谷村知重を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました谷村知重を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました谷村知重が南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に当選しました。

●議長谷村知重君 次に日程の第12、空知教育センター組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推進の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推進の方法によることに決定いたしました。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に江川いつみ議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました江川いつみ議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました江川いつみ議員が、空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました江川いつみ議員が
議場におられますので、本席から、会議規則
第32条第2項の規定による告知をいたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第13、石狩川
流域下水道組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、
選挙の方法は、地方自治法第118第2項の規定
により、指名推薦の方法によりたいと思いま
す。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦の方法に
よることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において
指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定
いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に松山教宗
議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました松
山教宗議員を当選人と定めることにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松山教
宗議員が、石狩川流域下水道組合議会議員に

当選されました。

ただいま当選されました松山教宗議員が議
場におられますので、本席から、会議規則第
32条第2項の規定による告知をいたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第14、市政報
告に入ります。

●市長板東知文君(登壇) 令和5年第3回市
議会臨時会に当たり、市政の主なものについ
てご報告申し上げます。

はじめに、「美唄市新型コロナウイルス感染
症対策本部の廃止」について申し上げます。

「美唄市新型コロナウイルス感染症対策本
部」につきましては、令和2年2月25日に設置
し、これまで「市民の皆さんの命と暮らしを
守る」対策に全力で取り組んでまいりましたが、
令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症
が「感染症の予防及び感染症の患者に対す
る医療に関する法律」において5類感染症に位
置付けられることを受け、令和5年5月1日に開
催した対策本部会議をもって廃止しました。

今日まで、本市の感染防止対策に対する市
民や事業者の皆様の真摯な取り組みに対しま
して、心から敬意を表するとともに深く感謝
を申し上げます。

次に、「北海道せき損センターの移転」につ
いて申し上げます。

令和5年4月14日、5月9日、北海道せき損セ
ンターから、「独立行政法人労働者健康安全機
構本部」の決定事項ではないという前提で、
冬季間の患者搬送をはじめ、重篤な合併症患
者搬送のための他市の医療機関との距離があ
ること、再生医療のための大学病院に近いこ
となどを理由にして、札幌市への移転を検討

していることについて説明がありました。

これに対する市の考え方としましては、①市立美唄病院の建替えに当たっては、北海道せき損センターを含む市内の医療体制を前提として策定した「地域医療構想」に基づき進めてきており、同構想は、これまで2次医療圏での地域医療構想調整会議の長期にわたる議論に基づき策定されたものであること、②また、市立美唄病院の建替えについては、「地域医療構想」に基づき、総務省、厚生労働省及び北海道等との協議を踏まえ進めてきた経過があり、この過程においては、北海道せき損センターの移転についての議論が一切なされていないこと、③これまで市立美唄病院建替えについては、毎年、「独立行政法人労働者健康安全機構本部」を訪問し、その進捗状況を報告しているが、この間、移転の考え方については一切示されていなかったこと、などについて説明したところであります。

特に、令和3年6月3日には、市として「北海道せき損センターの存続」についての要望を機構本部理事長に行っており、早期建替えを含めた存続及び美唄市における雇用の確保について、改めて地域として強く要望しているところであります。

このため、「北海道せき損センターの移転」については、国が進めている「地域医療構想」の考え方及びこれまでの協議経過を踏まえた信義に明らかに反しており、今後の地域医療体制はもちろんのこと、職員の雇用、地域経済への影響などを考えた場合、市としては受け入れられないものであることを伝えたところであります。

その後、令和5年5月24日には北海道保健福

祉部地域医療推進局、同年6月20日に厚生労働省労働基準局及び医政局、総務省準公営企業室に、市の考え方について説明してきたところであり、いずれも「地元の合意形成」及び「移転になる場合は医療圏への影響とその対応」が必要であるとの見解が示されたところであります。

次に、「大手町地所株式会社の所有地における建設発生土の撤去の件」について申し上げます。

市としましては、これまで代理人弁護士を通じて、土地賃貸契約書に基づき、大手町地所株式会社と交渉を進めておりましたが、6月に入り、事実と異なる記載がされていた看板及び搬出を妨害する車両の撤去が行われたところであります。

今後とも、市民生活に影響が生じないように、本件契約に基づく原状回復義務の履行に向けて、建設発生土の搬出を再開できるよう、法律等に基づき厳正に対処するとともに、広報紙メロディーや市のホームページなどを通じて、市民の皆様に対する説明責任を果たしてまいります。

次に、「令和4年度各会計決算概要」について申し上げます。

各会計のうち、下水道会計、市立美唄病院事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、介護保険会計、介護サービス事業会計及び後期高齢者医療会計は5月31日をもって、それぞれ出納を閉鎖しました。その概要は、別紙のとおりであります。

一般会計におきましては、地方交付税やふ

るさと納税の歳入増加分を各基金に積み立てた結果、実質収支で3億9,995万9,048円の黒字決算となりました。

今後におきまして、財政の健全化に向けて、より一層取り組んでまいります。

次に、「損害賠償請求事件の取下げ」について申し上げます。

本市を被告とした損害賠償請求事件につきましては、本市が依頼する代理人弁護士を通じて原告側と協議を進めてまいりましたが、令和5年5月19日付けで原告から札幌地方裁判所岩見沢支部に対し本訴訟を全て取り下げる通知がなされました。

このことを受け、市としましては、代理人弁護士を通じて、訴えの取下げの同意書を提出し、本件訴訟は、令和5年5月23日をもって終了しました。

以上、申し上げますと報告を終わります。

●議長谷村知重君 市政報告に対する質疑通告集約のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 27 分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、市政報告に対する質疑を行います。

発言通告により、発言を許します。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 発言通告いたしまして、質問をさせていただきます。2023年第3回市議会臨時会における市政報告についての質問です。

北海道せき損センターの移転についてご報告がありまして、そこについての質問なのですが、報告の大枠については大変理解をいたします。その中でもありましたとおり、地域医療体制はもちろんのこと、職員の雇用、地域経済への影響などを考えた場合には、移転は市として受け入れられないということ、これを令和3年の段階でお伝えしているということで報告いただきまして、その見解自体は変わらないのかなと思っています。その上で、報告の中でありました、今年に入ってから5月と6月で、道や国に対して、北海道は北海道保健福祉部地域医療推進局、そして国のほうだと厚生労働省労働基準局及び医政局、総務省準公営企業室に市の考え方について説明をしたということで、いずれも報告の中で文章だと、かぎ括弧がかかっておりまして、地元の合意形成及び移転になる場合は、医療圏への影響とその対応が必要であるとの見解が示されたところのご報告だったのですが、このかぎ括弧の部分は、国や道の側がおっしゃっていたことを引用されたようなものだと思うのです。市政報告ですので、国や道から言われたことの引用ではなく、美唄市として地元の合意形成というものが、なかなか具体的に答えるのは難しいかもしれませんが、具体的に地元の合意形成についてどう考えているのか。認識があるのかということや、移転になる場合、医療圏への影響とその対応が必要であるとの見解ですけれども、これも美唄市として、その対応がどういったものが必要であるのかという認識でいるのかというところを市政報告なので、国や道からの見解を引用するだけではなく、市の見解として示していただきたい

と思っておりますので、是非ともお答えください。

●市長板東知文君 地域医療構想についてでございますが、ご承知のとおり国が2025年問題、言わば団塊の世代が後期高齢者になるという中において、今後求められる医療ニーズは大きく変わると考えてございます。そういった中でそれに見合った医療体制を組むということで、限られた医療資源、2次医療圏を基本にして、道が中心となって再編するという形ですので、そういった中で、少なくとも5年近くかけて作った計画でございます。市としましては、それに基づいて美唄の役割、言わば回復期を中心として特化していくということと、それから病床数も段階的に減らしていくと、そういう方向で組立ててきたところでございます。コロナ禍でせき損センターにつきましては157床、特にせき損の部分については7床なのですよね。言わば150床は急性期病床となると理解しているところなのですが、それが全て美唄からなくなるということにつきましては、この間、5年もかけて議論した中で、せき損センターから一切そのお話がなかった。また、市立美唄病院の建替えについては構想に基づいていて、毎年逐次、その進捗状況、経過、考え方を含めて本部機構、国、道に対しお知らせしながら、まさに今年の3月に着工をして、来年の3月に完成するという形でございます。これは財源も含めて、様々な関係機関との十分な協議、合意形成の基に、これまで進めた計画です。そういう意味では今回の院長交代に伴う移転のお話、これも院長がご挨拶も兼ねてということで、そういう話が出てきたという経過がございます。そう

いう意味で先ほど市政報告で申し上げたとおり、これまでの議論経過といったものを、そういった心中に全く反するものであると考えております。そういった意味で国、道を含めて十分協議した結果、そこら辺はやはりこれまでの議論経過、また、美唄だけではない2次医療圏の広域の中での医療の再配分をやっているわけですから、それに対する影響は非常に大きいと、そういう意味での合意形成をもう一度、進めなければならないという意味だと考えているところでございます。あわせて、問題は穴が開いた場合、それを誰が埋めるかということです。地域医療構想というのは、限られた医療資源を最適な配分をやっているわけですから、そういった中で、それぞれの役割分担を決めて、それぞれの資源をしっかりと目的を持って配分しているわけです。それがはしごを外されるように崩れると、地域医療全体に影響を及ぼすわけです。これは美唄だけの問題ではないと考えております。そういった観点から、もし移転という話が現実化した場合は、それを補填するような形の対策は当然しかるべきである。そうしないと市民の命と暮らしがしっかり守れないという認識の基に、こういった形で表現して、今後ともしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

●6番吉岡建二郎議員 今の答弁でほとんど中身としては分かったのですが、病床数が157ですか、そのうち150は急性期ということで、それが全てなくなる可能性があると言わざるを得ないような状況、なくなってほしくはないですし、なくなってしまった場合に美唄市民のみならず、地域医療全体に与え

る影響がものすごく大きいという認識で市長もいらっしゃるということは分かったのですが、市立美唄病院の計画に関して、計画が4年前のものになりますが、それよりも病床数を減らす形で新たな計画を立てて、今年の3月から建設が進んでいるという状況かと思います。仮にこのせき損センターがもしも美唄から移転するとなった場合に、新しい病院で病床数を確保する。若しくは、これまでの計画を伺っている限りですと、人口減少に合わせて、病院の病床数を減らしていくという計画で立てていたものかと思うのですが、その計画自体も変わっていくものになるかと思うのです。その点に関して、計画の変更を早い段階で立てていかなければいけないかと思うのですが、移転自体が確定されてからその計画を立てるのか、それともまだ移転は確定されていない、決定事項ではないという前提でというお話ですので、確定ではないのですが、これが決定事項となる可能性があるということをもって、今の市立美唄病院の今後の病床数に関しての計画も、言わば2本立てで考えていくような必要が出てくるのではないかと思うのですが、その点に関して計画を今後どうしていくか。今の段階で何かお考えなどあればお答えいただきたいと思います。

●市長板東知文君 市政報告で申し上げたとおり、あくまでもこれは決定でないという前提事項でございます。それを受けて、仮定の話として、具体的にどう対応するかという話は現時点で私が発言すべき内容ではないと考えております。あわせて問題なのは、地域医療計画を作った後、南空知で2次医療圏という広域でやっているわけです。それをどう担保

していくかということが課題ですし、さらには、その穴が開いた場合、誰がどう埋めるかというのは、美唄市だけでは決められないところなのです。基本的に2次医療圏という地域医療調整会議というのを4・5年やって、今の地域医療構想を策定したわけでございますけれども、それをもう一回議論しなくてはならない、そういう形になる危険性がございます。もちろん広域ですから、全体の2次医療圏での高度急性期、急性期、回復期、慢性期という形の病床数の割当てというのがあるのですけれども、それは景気全体としてどう考えるかという議論をもう一度やらなくてはならないという、そういう事態になると考えております。そういう意味では美唄だけの問題ではないということで、また、その必要な病床数を確保するためにどこの自治体がどういう形で対応するかというものを、もう一度考えなくてはならないという状況になると考えております。現時点で、あくまでもそういうことは国が示した内容を、国が自ら否定するような、そういうことは本来的におかしいのではないかという話はしっかり厚生労働省含めてお話しし、せき損センター所管の労働局と、それから医政局に、それは両方の立場で、しっかり考えていただきたいというお話は行ってきました。これは美唄だけではなくて、今後、地域医療構想の実効性をどう高めるかという非常に全国的な課題にもなると思うのです。計画は作ったものを1抜け、2抜けだったら、誰が困るかといったら、それは住んでいる住民の医療だと思うのです。そこはやはり住民の暮らし、医療という観点がしっかり国、道等に対して、地域の事情を支えるようにしな

がら、これから必要な医療をしっかり確保していくことに努めてまいりたい。また、そうしなければならないと考えているところでございます。

●6番吉岡建二郎議員 今、市長がおっしゃられたこともかなり分かります。せき損センター自体が、美唄市民でも多くの人が医療として利用しているところであり、これが全てなくなるということになれば、入院病床に限らず、普段からの医療へのアクセスというのができなくなることで大変大きな問題かと思えますので、今の段階ではなくなるということ仮定としてなので、まだ、なかなか計画とはならないし、美唄単独のものではないので、計画を作るというのは難しいということは分かりましたが、やはり大きな影響としてあるのは、美唄市への影響と、そして美唄市民への影響だと思うのです。その上で、例えば美唄市として、何かこれからせき損センターに対して取り組みをしていくことであったりとか、若しくは美唄市民レベルで具体的に何をするかとなると、なかなか難しいですが、例えば署名を集めるですとか、そういったことをしていくというのが、こんなことはなかなか市長に聞くのも難しいかと思うのですけれど、具体的に言えば、市民が署名を集めてそれをせき損センターに届けるというようなことをするのが効果的なものかと。それをやるのが実効性というか、何かしら影響があるようなことなのかというのを市長としてどのようにお考えであるか。一市民レベルとして、やはりいろいろな人からもせき損センターに移転されたら困るという話も聞いていますので、何かはしたいと、自分で何かできること

ないかと思っている人もいますので、そこに関して市長のお考えがどういったものか、是非お答えをいただきたいと思います。

●市長板東知文君 先ほど申し上げたとおり、やはり市民の命と暮らしを守るという観点から、北海道せき損センターの移転については、地域としてはしっかり反対するという考え方でございます。今お話があり、具体的にどうするのかということでございますけれども、現時点ではまだ決定ではないということでございますし、少なくともそういった決定ではない動きに対して、あくまでも地域としての立場の考え方をしっかり相手に伝える、その後、せき損センターがどういう具体的な動きをするか、そういったことも十分に調査、検討しながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 これをもって、市政報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第15、報告第7号株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況報告書提出の件ないし日程の第17、報告第9号継続費繰越計算書の件(市立美唄病院事業会計)の以上3件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第7号ないし報告第9号の以上3件を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第18、承認第1号専決処分の承認を求める件(令和4年度美唄

市一般会計補正予算(第11号))ないし日程の第21、承認第4号専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、承認第1号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第1号令和4年度美唄市一般会計補正予算(第11号)について、令和4年度決算における特別交付税やふるさと納税に係る寄附額の増額により、大幅な歳計剰余金が見込まれることから、特定目的基金へ積み立てるとともに、ふるさと納税の寄附者への返礼品等に要する経費や福祉基金の長期繰替運用を前倒しして償還するための経費を計上したもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る3月31日付けで議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ6億8,000万円を追加し、補正後の予算総額を202億7,863万8,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、特定目的基金へ積み立てる「基金積立金」を、商工費には、ふるさと納税の寄附者への返礼品等に要する経費の不足分を増額する「特産品情報発信促進事業」を、諸支出金には、「福祉基金償還金」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、国庫支出金、寄附金、繰越金をそれぞれ計上し、財源対応をいたしました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第3号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第1号)について、国から令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種に関する方針が示されたことから、接種体制を確保する経費を計上したもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る4月14日付けで議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億1,310万6,000円を追加し、補正後の予算総額を203億7,042万7,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、衛生費に、ワクチンの接種体制を確保する「新型コロナウイルスワクチン接種事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を計上し、財源対応をいたしました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第4号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第2号)について、物価高騰により家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯等及び低所得の子育て世帯に対し、国の交付金を活用し、給付金を支給する経費を計上したもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る5月1日付けで議案に記載の

とおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億7,051万円を追加し、補正後の予算総額を205億4,093万7,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業」及び「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を計上し、財源対応をいたしました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第2号美唄市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付けで議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法ほか関連法令を改正する法令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き同年4月1日に施行されたことに伴い、市民税及び国民健康保険税の各規定の整備等について、必要な改正を行ったものであります。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

●議長谷村知重君 これより、承認第1号ないし承認第4号の以上4件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第1号専決処分の承認を求める件(令和4年度美唄市一般会計補正予算(第11号))ないし承認第4号専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)の以上4件**は、原案のとおり**承認**されました。

●議長谷村知重君 次に日程第22、議案第25号美唄市監査委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました議案第25号美唄市監査委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、議会選出監査委員の楠徹也委員が6月13日をもって任期満了となりましたので、新たに議会選出監査委員として川上美樹氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第25号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。

よって、**議案第25号美唄市監査委員選任の件**は、原案のとおりこれに**同意**することに決定いたしました。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

●議長谷村知重君 この場合、市長から発言を求められておりますので、これを許します。
市長。

●市長板東知文君（登壇） お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

私はこれまで、「市民が主役のまちづくり」を基本理念として、市民の皆様とともに、「美唄に暮らす喜びと誇り」という新たな時代の豊かさを創り上げるため、全力で取り組んでまいりました。

この4年を顧みますと、急速に進む少子高齢化や人口減少、さらには格差などの課題への対応が求められる中、新型コロナウイルス感染症の世界的流行をはじめ、記録的な大雪や大規模水道事故など、予期せぬ災害や事故などが発生しましたが、「市民の皆様の命と暮らしを守る」ことを最優先課題として、職員と一丸となり、試練を乗り越えるとともに、市民の皆様のおかげによって、美唄の新しい地域づくりを着実に進めてきたところであります。

このような大きな時代の転換期の中ではありますが、本市におきましては、主な取り組みとしまして、「ふるさと納税」と「特別交付税」の大幅な伸びをはじめ、「地域包括ケア推

進条例」の全国・全道に先駆けた制定、「学校給食費や18歳までの医療費の無償化」、「農業基盤整備とスマート農業の着実な推進」、「ホワイトデータセンター」の事業化とウナギの養殖や化粧品など雪を活用した関連産業づくり、美唄らしい観光地域づくりや中心市街地活性化に向けた「ステイびばい」の設立、「農業科」による生きる力を育む教育の推進、「ふるさと美唄応援団」の拡大、全国から美唄に若者が集まる取り組みとしての「美唄ブラックダイヤモンド」のスポーツビジネスの展開、さらには、「地域おこし協力隊」の活躍など、「食と農の地域づくり」や「関係人口の拡大」に向けた新たな取り組みを市民の皆様の力により、確実に推進することができたものと考えております。

また、本市の喫緊の課題としての超高齢社会を支える基盤づくりとしましては、全道初となる「地域包括ケア推進条例」の制定とともに、「治し支える・地域完結型医療への転換」に向けた全国のモデル事業として、「市立美唄病院の建替え」を令和5年度の完成に向け、着実に進めているところであります。

私はこの間、市長としての重責を担うことができましたのも、市民の皆様の大きな力に支えられてきたものであることに、心から深く感謝を申し上げる次第であります。

今、私たちの暮らしは、度重なる困難を克服してきた先人の汗と涙の結晶によって成り立ち、支えられています。

また、地域社会は、「新しい命」の誕生と健やかな成長があってこそ成り立つものであります。

子どもたちの未来のために、美唄の市民が

今こそ一つになって、「子どもたちの命」に寄り添うことに力を尽くすことにより、「美唄の未来づくり」が、夢と希望をもって子どもたちにしっかりと引き継がれ、「美唄に暮らす喜びと誇り」という新たな時代の豊かさが感じられるまちづくりが推進されることを心からご期待申し上げます。

今日まで、私にお寄せいただきました市民の皆様の暖かいご支援とご協力に対しまして、改めて感謝申し上げます、退任のご挨拶とさせていただきます。

誠に、ありがとうございました。

●議長谷村知重君 市長が議場を退出されます。

●議長谷村知重君 これをもって、令和5年第3回美唄市議会臨時会を閉会いたします。

午前12時00分 閉会

